

## 1-5 権利擁護について

地域共生社会の実現のためには、人種や性別、年齢や国籍に関係なく誰もが尊重され、自由に意見を表明できる社会をつくるのが大切です。しかし、社会には差別や権利を侵害するような虐待などが依然として存在しています。そのため、近年、国において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの法律が整備されています。また、市でも、令和6年4月に「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」を制定し、人権を尊重するまちづくりを進めています。

お互いに理解し、助け合い、尊重し合うことが、人権を守ることに繋がります。個性や価値観などの違いを認め合い、相互理解を深める取組みや、認知症や知的・精神障害等により、ひとりで決めることが心配な人の意思を尊重し、権利を守るための取組みなどを進めていきます。

### 1-5-1 成年後見制度について

#### 計画策定の趣旨(久留米市成年後見制度利用促進基本計画)

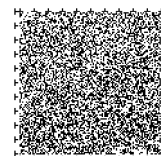
認知症や知的・精神障害などにより、ひとりで決めることが心配な人の意思を尊重し、権利を守るための制度として「成年後見制度」があります。認知症や障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域の中で自分らしい生活が続けるために、「くるめ支え合うプラン」と一体的に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取組みを推進します。

#### (1)制度の概要

成年後見制度には、任意後見制度、法定後見制度の2種類があります。

- 任意後見制度：自分の判断能力が十分にあるうちに、将来の不安に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」などを自分で決め、公証役場で公正証書を作成して契約しておく制度。
- 法定後見制度：認知症や障害などで判断能力が不十分な人が医療・福祉サービスについての契約を支援してもらう制度。判断能力の程度によって、以下のとおり「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれる。

	法定後見制度		
	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が十分でない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が全くない人
受けられるお手伝いの範囲	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消



法定後見制度の3つの類型のうちどれになるかは、医師による診断書等を踏まえて、家庭裁判所が決定します。また、誰が後見人になるかは、あらかじめ候補者を決めておくこともできますが、最終的にはご本人の希望や気持ち、体の様子、暮らし方などを確かめて、ご本人に合った人を家庭裁判所が選任します。

## (2)事業の概要

### ○久留米市成年後見センターの運営

成年後見制度の広報・啓発、相談の機能に加え、権利擁護にかかる地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関である「久留米市成年後見センター」を運営します。

### ○市民後見人育成と市民後見人候補者の活動支援

市民後見人(弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の成年後見人等)は、地域に暮らす一員として、被後見人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を行う人です。

市では、市民後見人の育成のため、活動に必要な基礎知識を継続的に習得できるようフォローアップ研修を実施しています。研修を受講し、市が定める要件を満たす方は、市民後見人登録者名簿に登録され、家庭裁判所から選任を受けて、市民後見人の活動をスタートします。

### ○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用希望者のうち、資産の状況に応じて、制度利用に係る費用の補助を行います。

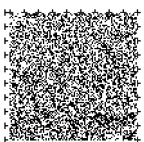
### ○市長申立ての実施

法定後見制度の開始の審判申立てができるのは、原則、本人、配偶者、4親等以内の親族に限られます。

ただし、本人の身寄りが無く、また本人の判断能力が不十分な場合などで、特に必要と認められるときに限り、市長が申立てをすることができます。

### ○久留米市成年後見推進協議会

成年後見制度の利用環境を整えることを目的として、専門職などの委員で構成する久留米市成年後見推進協議会を設置しています。



### (3)事業の実績

○成年後見センターへの相談件数

R2	R3	R4	R5	R6
512件	651件	726件	781件	626件

○市民後見人フォローアップ研修開催件数

R2	R3	R4	R5	R6
8回	8回	7回	7回	4回

※令和6年度に久留米市で初めて市民後見人が誕生しました。(県内4番目)

○成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金申請件数

R2	R3	R4	R5	R6
21件	51件	63件	92件	101件

○市長申立て件数

R2	R3	R4	R5	R6
24件	29件	20件	13件	15件

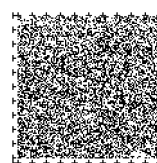
○受任調整会議件数 ※成年後見人等の選任等を審議するために設置される会議

R2	R3	R4	R5	R6
—	3件	10件	10件	8件

※令和3年度から実施

○成年後見推進協議会開催件数

R2	R3	R4	R5	R6
1回	2回	1回	2回	1回



## (4)事業実施の課題

- 成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の整備が十分でない。
- 成年後見制度の認知度を高めるための周知・啓発が不足している。
- 制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるような体制の構築ができていない。
- 市民後見人の育成及び適切な活躍の場の設定ができていない。

## (5)事業がめざす方向性

### ○地域連携ネットワークの整備

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につなぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備に向け検討を行う。また、整備にあたっては、権利擁護の相談支援機能のみならず、権利擁護支援チームの形成支援機能や自立支援機能の強化に向けて取り組む。

### ○市民後見人等の育成・活躍支援

成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、支援の担い手となる市民後見人の必要性が高まっており、育成に向けた制度や研修の周知により、市民後見人の育成を推進する。また、市民後見人等の活躍の場について検討を進める。

## 1-5-2 日常生活自立支援事業について

### (1)事業の概要

認知症、知的・精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人などが利用できる事業です。福祉サービスの利用に関する援助を基本的なサービスとして、日常的な金銭管理や大切な書類等を預かることで、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにサポートします。

#### ○福祉サービスの利用援助

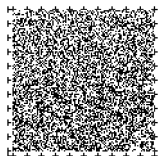
福祉サービスを安心して利用できるよう、相談・助言・情報提供を行います。

#### ○日常的な金銭管理

毎日の生活に欠かせない生活費等のお金の出し入れをお手伝いします。

#### ○書類等の預かり

大切な書類や印かん、証書などを安全にお預かりします。



## (2)事業の実績

○相談援助件数

※利用契約者からの相談、関係機関からの問合せ等の件数

R2	R3	R4	R5	R6
11,711件	6,431件	6,659件	7,305件	5,983件

## (3)事業の課題

○利用契約者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と協力した伴走支援のさらなる充実が必要。

## (4)事業がめざす方向性

- 利用契約者に寄り添い、意思決定支援を行うことで、地域で安心して生活できるよう支援する。
- 関係機関との連携強化に努め、利用契約者の課題に応じた適切な支援を行う。
- 必要に応じて成年後見制度を利用し、切れ目のない権利擁護支援の充実を図る。

## 1-5-3 人生あんしん事業について

### (1)事業の概要

令和6年度より市社協で開始した、自分らしく人生を終えるためのお手伝いをする事業です。支援できる親族がいないなど身寄りのない高齢者に対して、契約に基づき、葬儀、納骨、家財処分等にかかる費用を事前に預かり、死後事務を行います。また、契約締結から終結までの間、定期的な見守り(電話連絡、定期訪問)を行い、必要に応じて、福祉制度やサービスにつなぎます。

### (2)事業の実績

- 関係機関や地域住民への事業紹介を18回実施
- 相談件数71件、契約件数2件、契約見込件数5件(令和7年4月1日時点)

### (3)事業の課題

○事業周知と、職員の実務経験の不足。

### (4)事業がめざす方向性

- 今後も身寄りのない単身高齢者は増えることが見込まれているため、引き続き関係機関や地域住民等へ事業を周知し、必要な方の利用につなげる。
- 身寄りのない高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く暮らせるように、制度・サービスの利用だけでなく、地域住民同士の支え合いにもつなげられるように、地域の居場所等へのつなぎを行なっていく。

